

平成 28 年 7 月 25 日

長和の里地域いきいき券 加盟店 様

長和の里地域いきいき券加盟店会
会長 熊木 繁

長和の里地域いきいき券運用規程の改正について

大暑の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、過日行われました通常総会において、「長和の里地域いきいき券運用規程」の一部改正が下記のとおり可決されましたのでご連絡いたします。加盟店の皆さまにおかれましては、今後の使用・受領の際にご留意いただきますようお願いいたします。

記

【改正概要】 改正／平成 28 年 7 月 5 日（第 9 回通常総会にて）
施行／①②③平成 28 年 8 月 1 日 ④平成 29 年 4 月 1 日予定

- ① 発行制限の変更（発行時の制限範囲を確認、変更しました）
→ 同一世帯、1 年間（年度）、一取引において限度額 500 万円以内とする。
- ② 支払い利用制限の変更（利用時の条件を変更しました）
→ 営業（業務取引）に関わる場合、利用不可能とする。
- ③ 引き換え不可商品、サービスの変更（制限内容を確認、解除しました）
→ ガス代の支払いにも利用可能とする。
- ④ 精算振り込み手数料の負担変更（振込手数料の負担者を変更しました）
→ 振込手数料を加盟店負担とする。
★但し今年度中は周知期間とし、平成 29 年度からの変更とします

※詳細につきましては、別紙「長和の里地域いきいき券加盟店会運用規程」及び「改正内容の一覧」をご参照ください。

※不明な点がございましたら、お問合せください。

長和の里地域いきいき券 加盟店会（長和町商工会） 電話 68-2651 FAX 68-2670
--

運用規程の改正 抜粋

(平成28年7月5日)

①第2条 5 (商品券の発行)

現 行	改正 (案)
5. 理事会の承認を得て、発行について制限を設けることができる。(同一人が商品券発行日より1年間に使用できる限度額を500万円以内とする。)	5. 理事会の承認を得て、発行について制限を設けることができる。 <u>(同一世帯において1年間(4/1~翌年3/31)に使用できる限度額を500万円以内とする。また、一取引で使用できる限度額を500万円以内とする。)</u>

②第4条 3 (商品券の使用と回収)

現 行	改正 (案)
3. 理事会の承認を得て、商品券と引換え不可能、または一部制限できる商品及びサービスを設けることができる。但しこの場合、加盟店での消費者とのトラブルを防止するため、加盟店では引き換え不可能または、制限する旨を明示する。 (引換え不可商品・サービス) ・たばこ ・商品券(ビール券、清酒券、たばこ券など) ・自治体指定のごみ袋 ・ガス代 ・車検費用の内の諸費用分 ・公共料金 ・振込手数料	3. 理事会の承認を得て、商品券と引換え不可能、または一部制限できる商品及びサービスを設けることができる。但しこの場合、加盟店での消費者とのトラブルを防止するため、加盟店では引き換え不可能または、制限する旨を明示する。 (引換え不可商品・サービス) ・たばこ ・ <u>換金性の高いもの(商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、プリペイドカードなど)</u> ・自治体指定のごみ袋 ・ <u>「ガス代」削除(利用可能とする)</u> ・車検費用の内の諸費用分 ・ <u>公共料金及び国や地方公共団体への支払い</u> ・振込手数料

③第4条 5 (商品券の使用と回収)

現 行	改正 (案)
5. 本商品券は、同業種間で生じる営業(業務取引)での支払いには利用出来ない。但し、異業種間で生じる取引での支払いは、その限りではない。	5. 本商品券は、 <u>営業(業務取引)での支払いには利用出来ない。</u>

④第5条 5 (商品券の精算)

現 行	改正 (案)
5. 精算金振込み手数料は、当面会が負担することとする。	5. 精算金振込み手数料は、 <u>取扱加盟店が負担する。(但し、一定期間の周知を行い、その後実施する)</u>